

No	質問	回答
1	申請主体は複数でもよいか。	申請主体は必ず1者としてください。複数の者を申請主体とされたい場合には、協議会等を組織いただいた上で申請主体は1者としていただく必要があります。
2	申請は1団体につき1つしか申請できないのか。コンテンツ・イベント等の実施場所や日時などを変えて複数の申請を行うことはできるのか。	申請する体験コンテンツ等の内容が異なる場合は複数の申請を行うことが可能です。
3	同一申請者が複数の申請を行った場合、1社につき1申請分しか採択されないのか。	1つの提案者につき、1つの採択までとはしていません。
4	DMOとして本事業に申請するには「登録DMO」でなければならないのか。	登録DMOでなくとも本事業に申請することは可能です。 ただし、国・地方公共団体所管事業の場合、登録DMO以外のDMO（候補DMO等）は、公募要領に記載のとおり、以下いずれかの要件に合致する場合のみ認められます。 ○国・地方公共団体、独立行政法人、登録DMO及び公益財団法人が主催・共催となる場合（当該国・地方公共団体、独立行政法人、登録DMO及び公益財団法人の具体的な取組内容を確認します。） ○国・地方公共団体、独立行政法人、登録DMO及び公益財団法人が所有・管理等を行う施設・物等を、従来は行っていないやり方で活用する場合（国・地方公共団体、独立行政法人、登録DMO及び公益財団法人からの同意書が必須） ※いずれも事業に係る全ての市区町村の同意を得ること。
5	法人格を持たない個人事業主、LLP（有限責任事業組合）等も対象でしょうか。	個人事業主やLLPであっても申請可能です。
6	申請に「旅行業務取扱管理者」等の資格は必要か。	申請内容によって異なるため、本事業では一律に必要とはしていません。
7	「国・地方公共団体等所管事業」と「民間企業等支援事業」の重複申請は可能か。どのように申請したらよいか。	可能です。 ただし「民間企業等支援事業」のうち、①規模3,000名以上の体験コンテンツ・イベント等支援事業、②高付加価値化支援事業の重複申請はできません。申請方法は公募Webサイトに掲載の公募要領をよくお読みいただいた上で、申請様式をご入力いただき、同サイトの申請フォームから申請していただきます。 なお、国・地方公共団体等所管事業と民間企業等支援事業は共通フォーマットとなっています。重複申請の場合には、様式2種類（エクセルとパワーポイント）を重複分（計4ファイル）作成いただきます。
8	国・地方公共団体等所管事業の支援額（上限8,000万円）の場合は自己負担額はなしと理解してよいか。	対象経費と認められる部分については、8,000万円を上限として支援します。なお、審査の結果、申請内容の一部が採択されない場合があります。
9	「国・地方公共団体等所管事業」において、事業費の「下限額」は設けられているか。	下限額の設定はありません。
10	コンテンツ・イベント等の造成・販売の対象者はインバウンド旅行者に限るものなのか。それとも国内旅行者も対象となるのか。	本事業で造成されるコンテンツ等は、インバウンド旅行者を対象とすることを想定しています。ただし結果として、国内旅行者が対象となったことについても否定するものではありません。
11	「新規性・特別性」とはどのようなものを指すのか。	具体的なイメージについては、公募要領の例示や「様式1-1見本」の記入例をご参照ください。
12	本事業の申請前に、事務局へ体験コンテンツ・イベントの内容について相談可能か。	申請前の個別の相談には対応できかねます。
13	既存のコンテンツに新しい要素を足すことで、本事業で求められている「特別性」の要件に合致するか。	個別の提案内容が十分なものは、申請書一式を持って審査されるものであるため、提出前にお問合せいただいても事務局ではお答えできません。
14	既に実施が決まっている新規性の高い特別なイベントについて、申請は可能か。	様式1-1「本事業活用の必要性」をご記入の上、申請をお願いいたします。
15	本事業における誘客数の設定は、当該事業の申請した期間中の総計でよいか。	様式1-1の「インバウンド誘客見込数」は、各事業の事業期間内の見込数となります。
16	今回造成したコンテンツ等のうち、時期によっては実施できないコンテンツがある場合には別の事業として取り組まないといけないのか。	本事業では、事業期間内に造成する体験コンテンツ・イベント等の販売等を行うことを要件としています。
17	「規模3,000名以上の体験コンテンツ・イベント等」には、メタバース等のバーチャルコンテンツ上での外国人参加者を対象者として含めてもよいか。	含めてはなりません。
18	高付加価値化の「単価2倍」について、初めての実施のため前例がないが、どうすればよいか。	高付加価値化の要件は「一般的なものと比較して、単価が2倍以上となる高付加価値化の取組」となります。「様式1-1見本」の記入例をご参照ください。
19	申請主体が民間事業者と連携して、本事業の申請を行う際、連携先を入札により決定することを想定している。その場合に、申請時の見積額や連携先自体が変わる可能性があるが、認められるか。	本事業は、申請者が提出する申請書類に基づく審査を行い、採択された内容で実施いただく事業です。重要説明事項に記載の通り、内容に変更が生じた場合には、「変更申請書」の提出により変更決定を受ける必要がありますが、内容によっては変更が認められない可能性がありますので留意下さい。

20	本事業で屋外イベント等の実施を予定しているが、天候等によってはイベント自体の開催ができない場合があり得るが、その場合にはどのような対応になるか。	体験コンテンツ・イベント等の実施にあたり、計画の変更が生じた際には必ず事務局までご一報ください。事務局において、内容を確認した上で、事務局の指示に従ってください。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。
21	本事業により作成したコンテンツ等の販売や実施期間に日数の制限はあるか。	期間の定めは特にございませぬ。
22	作成したコンテンツ等を商談会等へ出展する費用については対象経費として認められるか。	プロモーションに係る経費として認められます。なお、審査の結果、申請内容の一部が採択されない場合があります。
23	本事業で大規模イベントの開催を検討しているが、参加者がインバウンドかどうかを判断するのが難しい。このような場合、申請することは可能か。	本事業の対象者は訪日外国人旅行者です。イベントの参加者に係る計測方法についてはご検討いただいた上でご申請ください。
24	作成したコンテンツ等の販売等に係る利益があった場合、支援額（又は補助額）が減額されるとのことだが、自己負担額を超える利益という意味か。	事業期間内に、本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等の造成・販売等に要した総費用（本事業の対象として申請しなかった経費や上記制限を超えたプロモーション、本事業の対象外経費等を含む。）に対して、当該本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等が直接的に生み出した売上（当該体験コンテンツ・イベント等に付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等の寄与分に限る。）が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に精算額から減額します。
25	公募要領のプロモーションについて、「別途一括してプロモーションを行う」とあるが、具体的にどのようなプロモーションを行うのか。作成したコンテンツ等の海外への発信は事務局が主体的に行うのか。	本事業に係る海外へのプロモーションは、日本政府観光局（JNTO）と事務局が連携して実施します。
26	公募要領に「効果測定に必要な調査に係る経費」とあるが、具体的にどのような調査を行い、いくらかかるのか。支出計画書に記載するのに必要な情報なので教えてほしい。	調査項目は別途指示しますが、効果測定に必要な調査として、作成した体験コンテンツ・イベント等について、実際に訪問した訪日外国人旅行者の動向を調査します。「国・地域別誘客数、国・地域別費目別旅行消費額、訪問地、滞在日数、満足度」の調査を実際に実施する場合の経費をご提示ください。
27	3,000名以上の体験コンテンツ・イベント等を実施する場合の集客期間は単日か期間のどちらか。	実施期間は遅くとも令和6年2月29日までとなります。その間であれば、単日でも期間でも構いません。
28	事業者の給与をもらう社員が体験コンテンツ・イベント等の造成に係る業務を行った場合も、その労務費を経費として計上できるか。その場合、請求書は出せないが、何を証跡として提出すればよいか。	本事業で実施する、体験コンテンツ・イベント等の造成に係る人件費は対象経費となります。人件費に係る証憑方法については、採択後にご連絡します。
29	同意書は委託先も必要か？	事業実施において、特定の委託先の協力が不可欠な場合（例：場所の使用許可等を要する場合は、必要となります。
30	総費用に対して直接的に生み出した売上が上回った場合、上回った利益分について減額することについて、「付属する売上」『寄与分』とあるがどのような売上が含まれるのか例を教えてください。	事業内容により異なりますので、一律のご回答、具体例を示すことはできません。採択された場合、事務局までご相談ください。
31	事業要件に地図検索サービス上の情報を入力することとあるが、使用する観光資源がこういったサービスに適さない場合はどうしたらよいか。	事業内容により異なりますので、一律のご回答、具体例を示すことはできません。採択された場合、事務局までご相談ください。
32	入場料は無料でも可能ですか？	入場料は無料でもご申請いただけます。ただし、本事業は実際にインバウンドの誘客・消費拡大等を目的とすることが事業の要件となっており、申請書には「無料イベントの場合、本取組で喚起される一人当たり単価」を記載する必要があります。
33	民間事業者等の定義は規模や設立年数は関係ありますか。	特に定めはございません。
34	事務局が立ち上げる特別Webサイトはいつ公開予定か。事業実施を秋～冬に予定しているが、掲載してもらえるのか。また、掲載内容として事務局指定のコンテンツ概要とあるが、どのようなものか。宣伝素材は何を準備しておけばよいか。	既に公開済みの特設ウェブサイト（ <a href="https://open-the-treasure-of-japan.jp">https://open-the-treasure-of-japan.jp</a> ）にて、本事業で創出された特別な体験コンテンツ・イベントの情報を発信しております。必要な宣伝素材等につきましては、採択された事業者様に、別途ご案内いたします。
35	様式4事業概要のスライド枚数制限はありますか。また、補足資料を送ってもよいですか。	様式4はスライド1枚に収めていただきますようお願いいたします。補足資料の添付はできません。
36	3次公募は実施しますか。	現時点では予定はしていません。